

病院情報システム更新・導入コンサルティング業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）が、病院情報システム更新・導入コンサルティング業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

別紙「病院情報システム更新・導入コンサルティング業務」委託仕様書で定めるところによる。

3 手続等

(1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8581 奈良市七条西町2丁目897-5
奈良県総合医療センター TQM室 システム管理係
電話番号 0742-46-6001
メールアドレス narasogo-tqm@nara-hp.jp

(2) 交付資料

ア 交付期間 公告日から令和4年6月7日（火）午後5時まで

イ 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターホームページ（<http://www.nara-hp.jp/>）の入札情報のページよりダウンロードしてください。

ウ 交付資料 ・病院情報システム更新・導入コンサルティング業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
・「病院情報システム更新・導入コンサルティング業務」委託仕様書
・参加申請書（第1号様式）
・実績一覧表（第2号様式）
・会社概要（第3号様式）
・質問書（第4号様式）
・企画提案書（第5号様式）
・実施体制（第6号様式）
・見積書（第7号様式）
・辞退届（第8号様式）

(3) 参加申請書の提出

ア 提出期限 持参の場合、令和4年6月7日（火）午後5時まで
郵送の場合、令和4年6月7日（火）午後5時必着

イ 提出先 上記（１）の提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（１）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 参加申請書（第１号様式）

② 実績一覧表（第２号様式）

③ 会社概要（第３号様式）

会社概要が記載されたパンフレット等を添付すること。

④ 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し）

オ 提出部数 １部

カ 参加資格確認通知

当該参加申請書の提出者全員に、令和４年６月１０日（金）を目途に参加資格審査結果通知をメールにてお知らせする。

キ 辞退の場合の届出

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（第８号様式）を持参又は郵送にて、上記（１）の提出先まで提出すること。

なお、その際の提出期限は、令和４年６月１７日（金）までとし、提出方法は上記（２）ウに準じる。

（４）質問及び回答

ア 受付期限 令和４年６月７日（火）午後５時必着

イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問書」（第４号様式）に必要事項を記入し、上記（１）の提出先に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、件名に【病院情報システム更新・導入コンサルティング業務への質問】と明記すること。

ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問内容と併せて、上記（２）の参加申請書提出者全員（プロポーザル参加資格を有する者に限る）に、令和４年６月１０日（金）午後５時を目途に、担当者メールアドレス宛に電子メールにて回答する。

なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けないものとする。

る。また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなすものとする。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、下記により必要な書類を提出すること。

- ア 受付期間 持参の場合、令和4年6月22日（水） 正午まで
郵送の場合、平成4年6月22日（水） 正午必着
- イ 提出先 上記（1）の提出先に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 企画提案書（第5号様式の1～4）

企画提案書類は、「病院情報システム更新・導入コンサルティング業務」委託仕様書を踏まえ、次の項目を記述した上で提出すること。

1. 病院情報システム更新・導入の実施計画及び予算の策定手法について記入すること。ただし、少なくとも以下の観点を踏まえた提案とすること。
 - ・システム更新にかかる重要な課題とその対策方法
 - ・過去の経験に基づき、着実に計画を実行する為のポイント
2. 調達範囲の更新・導入のコンサルティングをする上で考えられる長期的なコスト削減を実現する方法について記入すること。ただし、少なくとも以下の観点を踏まえた提案とすること。
 - ・ライフサイクルコストの圧縮方法
 - ・運用管理・保守に係るランニングコスト及び業務負担の軽減方法
 - ・更新対象・範囲の策定方法
3. 当センターが先進的・効果的に病院デジタル化を推進するにあたり、今回の更新
・導入で実現したいと考える機能の提案を2点記入すること。
既存のシステム・ネットワーク構成は意識する必要はありません。
ただし、少なくとも次の観点を踏まえた提案として下さい。
 - ・調達範囲内で実現できること
 - ・患者さん／職員／病院にとってのメリット・デメリットを提示すること
4. 突然更新・導入予算が当初計画の2／3に削減することを通告された場合に、業者選定開始が1ヶ月後に迫っているなかで、どのような対応を行うかを提案して下さい。

② 実施体制（第6号様式）

本業務の実施体制について記入すること。また、現時点で想定される受託責任者の経歴について記入すること。

③ 見積書（第7号様式）

別添「病院情報システム更新・導入コンサルティング業務見積条件」をもとに、各積算項目と工数（人、日）、その他必要な経費の区分がわかるように記載した見積内訳書及び見積条件がわかる資料を添付すること。

オ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

提出にあたっては、【提出書類の作成要領】を参考にすること。

カ その他

1 事業者につき1提案とし、原則再提出は認めない。

（6）選定の手順及びスケジュール

令和4年	5月30日（月）	公告
	6月7日（火）	参加申請書提出期限及び質問書提出期限
	6月10日（金）	参加資格審査結果通知、質問への回答（予定）
	6月17日（金）	辞退届提出期限
	6月22日（水）	企画提案書提出期限
	6月28日（火）	プレゼンテーション（予定）
	6月30日（木）	選定結果通知（予定）

※予定となっている項目は実施日が変更となる可能性があります。

4 選定方法等

（1）選定方法

①選定にあたっては、当センターが設置する事業審査会において、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づき、別紙「病院情報システム更新・導入コンサルティング業務委託に係る公募型プロポーザル委託事業者選定基準」に基づき提案の妥当性や見積価格など総合的に参加者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。ただし、各審査委員の合計得点の平均が6割以上でなければならないこととします。

②応募者によるプレゼンテーションの日時、場所等の詳細については別紙「参加申請書」に記載の担当者メールアドレス宛に電子メールにて連絡する。

ア プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。

イ プレゼンテーションに係る想定時間は、説明時間15分、質疑応答15分の計30分程度とする。

ウ プレゼンテーションは、参加申請書の受付順に行う。

エ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。

③最高点の者が複数いる場合、「実施体制」、「業務見積もりの評価」の順位により評価項目の合計点で最優秀提案者を特定します。

④提案者が1者のみの場合は、各審査委員の合計得点の平均が6割以上で、かつ事業審査

会により承認されたものについて、当該提案者を最優秀提案者として特定し、6割未満の場合は再度公募を実施します。

(2) 選定評価の基準

別紙「病院情報システム更新・導入コンサルティング業務委託に係る公募型プロポーザル委託事業者選定基準」に基づき評価します。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、概ね事業審査会より7日以内に文書により提案者宛に通知する。ただし、提案者名については、最優秀提案者名以外公表しません。

5 契約

(1) 契約の締結

選定の結果、最優秀提案者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、具体的な業務内容及び金額について当センターと協議し、合意に達した場合に契約を行う。また、選定された最優秀提案者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において最優秀提案者との契約が締結できない場合は、最優秀提案者の優先交渉権を取り消し、次点者を契約相手方とし、契約交渉を行う。

(2) 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、当センターが契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(3) 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記（2）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受け

たにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。